

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年5月14日（平成27年（行個）諮問第92号）

答申日：平成29年6月19日（平成29年度（行個）答申第41号）

事件名：本人に対する労災補償給付の支給決定に関する障害認定調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

## 答申書

### 第1 審査会の結論

「私が平成24年特定月日に負傷し、平成26年特定月日付けで特定労働基準監督署長より支給決定を受けた労働災害に係る障害認定調査結果復命書及び添付資料の一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成26年12月25日付け千労基発第1225第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

全部開示を求める。

##### （2）意見書

ア 在宅介護のための用務、オートバイ移動中の交通事故によるけがであり、業務上の災害であることは明白である。業務中の負傷により被災したために、業務上の災害として特定労働基準監督署の第11級の決定処分の取り消しを求めたい。また、私の障害特別年金、アフターケア（健康管理手帳）の決定を求めたい。

イ 私は、平成24年特定月日にヘルパー介護の仕事で、お客様の入浴介護を朝9時30分から12時まで仕事をして終了後、仕事の移動中、右折してきた軽自動車が私の右足にぶつかり、そして左側に飛ばされて、左肩からコンクリート道へたたきつけられて、負傷した。相手の

車の前のバンパーがとれてしまった。特定事業場名，特定氏名に電話して，交通事故報告をし，その際，ヘルパーが足りないので，次のお客様に行くように指示され，次のお客様の所へ行きました。夜，家に帰ってなんだか体が重く痛くなり娘と一緒に救急病院に行きました。痛み止めと薬をもらいました。

近くの整形外科で通院治療を始めました。痛み止めの薬を飲みながら仕事，会社は休ませてくれません。

平成25年特定月まで首から左肩，左腕が痛い，力の入らない右足も痛い，あと腰も痛い。

事務所に泣きながら，特定氏名に，私は，けがしたので辞めさせて欲しいと伝えた。

平成25年特定月，特定労働基準監督署に給料がないと相談したところ，特定労働基準監督署からは，生活困窮でそれなら生活保護をうけなさいと言われ，市役所に相談したら，これは労災をうけなさいと言われました。

それで休業（補償）給付の支給額をもらっていません。平成27年特定月までは自分のための少々蓄えがあったから今日まで生活ができました。しかし，その蓄えも少なくなってきました。とても不安です。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，平成26年11月27日付けで，処分庁に対して，法12条1項の規定に基づき，「私が平成24年特定年月日に負傷し，平成26年特定月日付けで特定労働基準監督署長より支給決定を受けた労働災害に係る障害認定調査結果復命書及び添付資料の一切」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が平成26年12月25日付け千労発基1225第4号により部分開示決定（原処分）を行ったところ，請求者がこれを不服として，平成27年2月13日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で，別表中「原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については，法14条2号，3号イ及び7号柱書きに基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は，請求者が行った労災補償給付請求について，

特定労働基準監督署長が支給の可否を判断するために要した資料一式である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の①、5の①、6の①、7の①及び②、8の①、9、10の①、11の①、13の①、14の①並びに15の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定期間から聴取した内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表に記載した情報のうち、文書番号1の①、5の②、6の②、7の③、14の②及び15の②不開示部分は、医師個人に対して、特に職権により依頼し収集した労災の業務上外を決定するに当たっての重要な情報である。その内容は、第三者たる医師個人が、医学的知見を基に労働基準監督署長に対してのみ表明した意見及び調査官に対して表明した意見であり、請求者が容易に知り得る内容ではない。これらの情報が開示された場合には、当該医師意見に不満を抱いた労災請求人等からのいわれの無い批判等を受ける等、不当な干渉を受けることが懸念され、当該医師の権利利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号4、8の②、11の②及び13の②の不開示部分は、特定事業場の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示され

た場合には、当該事業場の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- (イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号1の②の不開示部分は、特定事業場の労務管理に関する情報であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条7号柱書の不開示情報

- (ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念されることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあることから、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書の不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- (イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号1の①、5の②、6の②、7の③、14の②及び15の②の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に対する処分にあたり、医師個人に対して、特に職権により依頼し収集した労災の業務上外を決定するに当たっての重要な情報であることは、上記ア(ウ)で既に述べたところである。これらの情報が開示された場合には、当該医師の意見内容に不満を抱いた労災請求人等からのいわれのない批判等を受ける等、不当な干渉を受けることが懸念されることは既に述べたところである。

この場合、医師が心理的に大きな影響を受け、労災請求人の傷病等についての意見を記述することを拒否又は躊躇し、労災請求人側、

事業場側いずれか一方に不利になる記述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な率直かつ的確な医学的意見の収集が非常に困難となることから、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表に記載した情報のうち、文書番号1の②の不開示部分は、特定事業場の労務管理に関する情報であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報が開示された場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、残りの別表中「原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成27年5月14日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同月26日      | 審議                |
| ④ | 同年6月11日    | 審査請求人から意見書を收受     |
| ⑤ | 平成29年5月25日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年6月15日    | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

## 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成24年特定月日に負傷し、平成26年特定月日付けで特定労働基準監督署長より支給決定を受けた労働災害に係る障害認定調査結果復命書及び添付資料の一切」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号15に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

#### ア 文書番号7（意見書③）①及び文書番号15（意見書⑥）①について

当該部分は、医師の署名・印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において、当該医師の署名・印影は開示しており、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

#### イ 文書番号4（障害補償給付支給請求書）、文書番号8（意見書④）②、文書番号11（給与明細書等）②及び文書番号13（療養補償給付たる療養の給付請求書）②について

当該部分は事業場の印影であり、このうち文書番号4及び文書番号13の②は、当該事業場が必要事項の記入及び押印をした上で、審査請求人がこれらの請求書を提出したものであり、文書番号8の②及び文書番号11の②は、これと同一の印影と認められる。

したがって、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められず、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

### (2) その余の部分について

#### ア 法14条2号該当性について

(ア) 文書番号2（電話録取書）①、文書番号7（意見書③）②、文書番号11（給与明細書等）①、文書番号13（療養補償給付たる療

養の給付請求書)①及び文書番号14(調査結果復命書)①について

当該部分は、特定事業場の関係者の職氏名又は介護サービスを受けた審査請求人以外の者の氏名であり、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書番号5(意見書①)①、文書番号6(意見書②)①、文書番号8(意見書④)①及び文書番号10(診療情報提供書等)①について

当該部分は、医師の署名又は印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 文書番号9(意見書⑤)について

当該部分は、地方労災医員の印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされている。

しかしながら、印影については、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、印影まで開示する慣行があるとは認められないことから、上記(イ)と同様の理由により、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当であ

る。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

文書番号1（障害認定調査結果復命書）①，文書番号2（電話録取書）②，文書番号5（意見書①）②，文書番号6（意見書②）②，文書番号7（意見書③）③，文書番号14（調査結果復命書）②及び文書番号15（意見書⑥）②については，労働基準監督署の調査官が本件労災請求に対する処分に当たり審査請求人以外の第三者から聴取した内容，又は労働基準監督署の調査担当官の求めに応じて提出された医師の意見が記載されている。

これを開示すると，被聴取者が，労災給付請求者である審査請求人等からの批判を恐れ，被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし，労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど，正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり，労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

文書番号1（障害認定調査結果復命書）②は，労働基準監督署の調査担当官が特定事業場から聴取した内容又は提出を受けたものを取りまとめた特定事業場の労務管理に関する情報であり，これを開示すると，当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い，労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど，正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり，労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，同条3号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，審査請求人は，特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として，千葉労働者災害補償保険審査官に対し，労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており，原処分後に，上記労災保険給付に係る審査請求事件について，千葉労働者災害補償保険審査官による決定がなされ，審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本



件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については、開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 原 処 分 に お い て 不 開 示 と さ れ て い る 部 分	4 不 開 示 情 報 (法14条 該 当 号)			5 開 示 す べ き 部 分
			2 号	3 号 イ	7 号	
1	障害認定調査 結果復命書	① 「調査記録・調査内容・調査官意見」欄の2頁17行目8文字目ないし18行目2文字目, 20行目19文字目ないし21行目, 30行目2文字目ないし31行目	○		○	
		② 「調査記録・調査内容・調査官意見」欄の5頁「6 障害等級の認定(判断)」項の14行目16文字目ないし15行目21文字目		○	○	
		③ 「調査記録・調査内容・調査官意見」欄の2頁16行目18文字目及び19文字目, 18行目3文字目ないし8文字目, 19行目18文字目及び19文字目, 23行目14文字目及び15文字目, 26行目14文字目及び15文字目並びに5頁「6 障害等級の認定(判断)」項の14行目11文字目ないし15文字目	新たに開示			
2	電話録取書	① 3行目及び4行目	○			
		② 8行目ないし最終行	○		○	

3	傷病部位表示 図等	なし	-	-	-	
4	障害補償給付 支給請求書	事業場の印影		○		全て開示
5	意見書①	① 医師の署名及び印影	○			
		② 4頁「依頼事項にか かる意見」欄の8行目な いし11行目（項番除 く）	○		○	
6	意見書②	① 医師の署名及び印影	○			
		② 3頁「依頼事項にか かる意見」欄の4行目及 び5行目	○		○	
7	意見書③	① 医師の署名及び印影	○			全て開示
		② 4頁不開示部分の全 て	○			
		③ 3頁「依頼事項にか かる意見」欄の1行目及 び3行目（項番除く）	○		○	
8	意見書④	① 医師の印影	○			
		② 事業場の印影		○		全て開示
9	意見書⑤	医師の印影	○			
10	診療情報提供 書等	① 医師の印影	○			
		② 技師の欄にある氏名	新たに開示			
11	給与明細書等	① 1頁メモ書き1行目 8文字目及び9文字目, 2頁ないし4頁不開示部 分の全て	○			
		② 事業場の印影		○		全て開示
12	出勤簿	なし	-	-	-	
13	療養補償給付 たる療養の給 付請求書	① 1頁欄外メモ書き2 行目1文字目及び2文字 目	○			
		② 事業場の印影		○		全て開示

1 4	調査結果復命書	① 「調査記録（内容）・調査結果」欄の9行目の不開示部分	○			
		② 「調査記録（内容）・調査結果」欄の17行目	○		○	
		③ 「調査記録（内容）・調査結果」欄の12行目12文字目及び13文字目，15行目22文字目ないし16行目，18行目，20行目17文字目ないし27文字目	新たに開示			
1 5	意見書⑥	① 医師の署名及び印影	○			全て開示
		② 2頁「依頼事項にかかる意見」欄の5行目（項番除く）	○		○	
		② 2頁「依頼事項にかかる意見」欄の3行目，4行目，6行目及び7行目（項番除く）	新たに開示			